

「健康増進センター条例」別表新旧対照表

※健康増進センターは、条例上の金額を上限に、施設の指定管理者が料金を設定しています。

健康増進センター条例 別表（第11条第1項関係）

1 健康増進部門

旧			新(R2.4.1以降)		
区分		入場料	区分		入場料
中学生以下の者	1回につき	円 360	中学生以下の者	1回につき	円 370
	回数券(11回分)	3,600		回数券(11回分)	3,670
その他の者	1回につき	720	その他の者	1回につき	730
	回数券(11回分)	7,200		回数券(11回分)	7,330
	回数券(90回分)	51,430		回数券(90回分)	52,380
	定期券(2箇月有効。ただし、土曜日、日曜日及び休日以外の日の使用に限る。)	10,290		定期券(2箇月有効。ただし、土曜日、日曜日及び休日以外の日の使用に限る。)	10,480
	定期券(2箇月有効)	15,430		定期券(2箇月有効)	15,720

備考

- 1 障害者のうち規則で定める者の入場料は、中学生以下の者については1回につき180円、その他の者については1回につき360円とする。
- 2 前項の障害者を介助する者(障害者1人につき1人を限度とする。)の入場料は、1回につき360円とする。
- 3 利用者のうち規則で定める者の駐車場の利用については、使用料を免除することができる。
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

備考

- 1 障害者のうち規則で定める者の入場料は、中学生以下の者については1回につき180円、その他の者については1回につき370円とする。
- 2 前項の障害者を介助する者(障害者1人につき1人を限度とする。)の入場料は、1回につき370円とする。
- 3 利用者のうち規則で定める者の駐車場の利用については、使用料を免除することができる。
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。